

平成26年8月11日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 関矢孝夫

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名
 - (1) 現地調査
 - (2) 現地調査の総括
 - (3) 医師等修学資金未返済の件について
 - (4) 子ども・子育て支援事業計画について
 - (5) その他

- 2 調査の経過

8月11日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。

現地調査は、新斎場建設予定地を視察し、調査の総括を行った。

また、医師等修学資金未返済の件について及び子ども・子育て支援事業計画について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

在宅医療に関する住民の意識調査報告書が配付され、執行部から説明を受けた。

その他で、マイマイガ大量発生への対応について、すもんこども園建設事業について、中学校の学区再編について及び井口小学校建設事業について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 調査事件

- (1) 現地調査（新斎場建設予定地）
- (2) 現地調査の総括
- (3) 医師等修学資金未返済の件について
- (4) 子ども・子育て支援事業計画について
- (5) その他

2 日 時 平成26年8月11日 午後1時30分

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 大平恭児、志田 貢、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、森島守人、
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 星教育長、金澤健康課長、真島環境課長、森山教育次長、高橋子ども課長、
戸田子ども課副参事

7 書 記 小幡議会事務局長、関主任

8 経 過

開 会 (13:26)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。

(1) 現地調査（新斎場建設予定地）

関矢委員長 日程第1、現地調査についてを議題といたします。これから新斎場建設予定地の現地調査を行います。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (13:27)

休憩中に現地調査

再 開 (14:16)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(2) 現地調査の総括

関矢委員長 日程第2、現地調査の総括を議題とします。今ほど新斎場建設予定地を視察していただきました。総括意見を1人ずつお願いします。

大平委員 今回は1回目ということで、基礎を壊している段階で、これからいろいろな面で問題等出てくる可能性もあるので引き続き現地調査を定期的に行うようにしてもらいたいと思います。

遠藤委員 きょう工事の段階になって初めてになりますけれども、これまでも段階的に執行部の説明を受けながら現地視察をし、議決をしてきた議会でありますので、今後建設的な話の中でどうやったら土地が有効に利用されて県外あるいは市外から利用できる方を募っていくなど、そういった建設的な話に委員会はシフトしていくべき時期に来ているのではないかと思います、郷人会等を通じてその利用法ですとか、観光資源あるいは財産としての目的をどう持っていくか、その辺を調査していくべきかと感じました。

渡辺委員 実際に工事が始まってからの現地調査は初めてでしたので、当初土地を選定するときに行かせてもらったときとは工事が始まったら大分おもむきが変わってきているなというふうに思いました。実際に自分たちが立っているところがどこになるのかというようなことを確認しながら見させていただきましたので、大分イメージもしやすかったなというふうに思います。いろいろと話の中では、法の用地が必要なのかどうかというようなお話も出ていましたが、法の用地についての当初予算としてはどのくらいだったのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

真島環境課長 用地買収費の予算額は、760万円ちょっとです。

渡辺委員 今、交渉に当たっているかと思うんですけども、その予算の範囲内でできるというふうな感触でしょうか。

真島環境課長 予算の範囲内で実施したいと考えております。

森島委員 供用開始が来年だろうと思いますが、ぜひ計画どおり一日も早い完成をお願いしたいと思います。あと1点お聞かせ願いたいんですけども、今までの火葬場は魚沼市以外の方々も利用されることがあるかと思いますが、1年間でどれくらいあるのかわかりますか。

真島環境課長 現在、主に南魚沼市の大和地域を中心に年間50件くらい利用しています。

志田委員 先ほども現地で課長から説明がありましたが、境界の部分について、霊園でもありますので中途半端な整備をせずにしっかりと整備する方向でお願いしたいと思います。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。

(3) 医師等修学資金未返済の件について

関矢委員長 日程第3、医師等修学資金未返済の件についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

金澤健康課長 7月4日の市長報告でも報告しましたけれども、委員会でも改めて報告させていただきます。平成22年12月に条例を制定し貸し付けを行っております医学生等への修学資金の貸与について、いくつかの報道機関で報道されましたとおり1人の医学生が魚沼市のほか3自治体から医学生修学資金と思われる貸付金を、魚沼市を含めまして3,080万円余り借りていた上、大学を退学して返済不能になるということがありました。この学生は県外在住で、平成23年4月に関東の私立大学の医学部に入学いたしまして、魚沼市はその月から修学資金の貸し付けを開始しております。条例で定めるところにより毎月30万円を1年間貸与して総額360万円の貸し付けが終わっております。通常ですと年度が変わるところで進級を確認し、引き続き貸与を継続するところですが、24年4月に学生から成績が不良で進級できなかったということで、進級するまでの期間について貸し付けを休止したところでありました。25年3月になりまして、本人から体調不良につき退学した旨の申し出がありましたので、25年の4月に条例に基づきまして貸付金の返還を通知したところです。この通知から約2週間後に、法律事務所のほうから学生の債務整理を受任した旨の通知が郵送されてきております。また、同年5月には、同じ弁護士から連帯保証人である学生の父親と弟についても債務整理を受任した旨の通知が郵送されてきております。なお、弁護士が債務整理を受任すると、それ以降本人との交渉は一切できないということになりまして、6月12日でございますが、連帯保証人でありまして学生の父親について、債務整理の手続が開始されたという通知が裁判所から郵送されてきました。この通知に債権者の一覧表が添付されておりまして、複数の団体から借入れがあったことを市として初めて認識したというところでありました。7月4日には裁判所に債権届出書を発送しております。今後につきましては、裁判所が決定する返済計画に基づき返済が行われることとなりますが、返済額やスケジュールは裁判所からの通知を待つということになります。学生本人と連帯保証人である弟につきましても、既に弁護士に委ねられておりまして、遅くない時期に債務整理の手続が開始されると思っております。今後の対応に誤りがないように顧問弁護士のほうにも法律相談を行っており、適切に対応していきたいと考えております。今回の件は非常に特別なケースと思っておりますが、再び同様なことのないよう再発防止策を検討しまして、まとめ次第、議会に報告させていただき、条例等の改正が必要な内容になれば、ご審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 資料のこれまでの経過の中で、24年4月18日に成績不良ということで貸与休止を決定したということなんですけれども、また、25年の3月28日には退学の報告が来たということなんですけど、どの時点で相手方に返済を求めるべきだったというか、どういう条例になっているんでしょうか。

金澤健康課長 退学して貸付金の返済ということなんですけれども、条例には事実が判明してから30日となっています。ただ、非常に早い時期に債務整理が開始されたということで、私どものほうとしてはちょっと手落ちがあったかなというふうには思っております。

渡辺委員 貸与休止の決定をしたというところにつきましては、留年ではなく2年に上がった時点でしょうかね、そのときにはまた再開できるというような規約なりになっているのでしょうか。

金澤健康課長 通常、留年ですと続けて貸し付けをしますけれども、今回の場合は成績もかなり悪かったということで、私どもの判断で留年であるし成績も不振だということで貸し付けを中止したということです。

渡辺委員 中止をした時点で返済を求めるということは可能ではなかったのかということもあるんですけども、そのあたりの判断はその当時どういうふうに思われていたのでしょうか。

金澤健康課長 進級できればまた別の話ですので、その時点ですぐ返済という判断にはなりませんでした。

森島委員 この修学資金は、魚沼市だけではなくて、ほかの自治体にも医者になります、将来は皆さん方の病院に務めますということで奨学金を借りているわけですよね。二股、三股かけているわけですよね。そういうものを今後防ぐ方法、それが一番問題だと思うんです。その人たちは、学校を卒業して魚沼市だけに来るということであれば、当然私どもはそういう目的で貸し出すわけです。4つもまたがって借りていましたが、審査の過程の中でどのように調査するのか、どのようにして防ぐのか方法をお聞かせ願いたいと思います。

金澤健康課長 おっしゃるとおりですが、私ども条例の中にほかの自治体から借りないことという条文がございませんでしたので、今後かえていく必要があると思います。誓約をきちんと載せるという内容も含めて貸し付ける必要があると考えます。今回の宮城県の大崎市それから登米市、長野県大町市ですけども、各自治体の中でその条文が入っているのは大町市だけで、栗原市のほうは法的措置をとったと聞いております。

森島委員 こういうことが二度と起きないように、もちろん奨学金ですから学生のために、将来のためにお金を貸すということですので、大学の医学部だけではなくて全ての奨学金に対して目的は同じことだと思っているんですけども、ただ、今言ったように二股、三股をかけられると大変だろうと思います。そこが一番問題になろうかと思っておりますので、そういう条例が出ている自治体をよく参考にしながら例規整備をしていただきたいというふうに思います。それともう1点は、今、魚沼市は医学生に何人貸し付けていますか。

金澤健康課長 今は1人です。

渡辺委員 今ほどの条例をきちんと整備するということもわかるんですけども、相手方からほかのところの貸し付けがある場合には報告を受けるなりそういうことになるかと思うんですが、ただ、情報公開がなかなかされていないのではないかという気がしますけれど、そのあたりは横の連携ですとか、魚沼市だけの問題ではないような気がしますけれど、健康課長としてはどのようにお考えでしょうか。

金澤健康課長 おっしゃるとおり、なかなか借りている自治体を全国から調査するというのは困難な話だと思います。ですので、貸し付けの範囲を今は市内、県内にとどまらず県外まで貸し付けをしているわけですが、これを市内だけにするとか、そういったことで対応策を考えており、条例の改正の作業を進めているところです。

渡辺委員 市内だけにすると今度は狭まりすぎて大変ですので、せめて新潟県内くらいでどうかと思いますがいかがでしょうか。

金澤健康課長 参考にさせていただきます。

大平委員 こういう事件が起こるのは多分初めてじゃないかと思いますが、これから条例改正という話も出ていますが、要件を厳しくするという事は検討されていますか。

金澤健康課長 厳しくするというよりも範囲をもうちょっと狭くするという事と、他団体からの借り入れをきちんと確認する。また、誓約を徴する。その辺で対応していきたいと思っております。

大平委員 借りている学生の大学等との情報交換とかというのはなされていたんですか。ノータッチですか。

金澤健康課長 この方の場合は、まだ1年生でもありましたので、1年生終了時点での成績証明というのを受けておりますが大学との連携はあまりなかったと思います。もう1人の学生については、新潟大学でのオープンホスピタルで先日も会ってきましたし、そういった連携は取れております。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。

金澤健康課長 その他で説明すればいいのですが、お手元に在宅医療に関する住民の意識調査報告書(概要版)を配付しました。私どもこれから会議がありまして、後ほどご覧いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

関矢委員長 質疑等は今後とさせていただきます。ここで健康課長は退席します。(健康課長退席)

(4) 子ども・子育て支援事業計画について

関矢委員長 日程第4、子ども・子育て支援事業計画についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

高橋子ども課長 (資料「魚沼市子ども・子育て支援事業計画(素案)」により説明)

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (14:55)

再 開 (15:05)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。これから質疑を行います。

大平委員 放課後児童クラブのことは載っているんですけど、子ども教室の事には触れていないので、そことの関連は今後どうするのかという議論は行っているのかどうか。関係者に聞くと、一緒にやったほうがいいんじゃないかという声も聞くんですけど、その辺の考えがありますか。

森山教育次長 実は去年、おとしだったか、私もそれを検討させていただいたことがあって、やはり一緒にやるということになると、学童保育は決まった子どもたちが決まった施設を使って過ごす。放課後子ども教室は、決められた日毎日ということではなく週何日か、決まった費用負担をして体験学習を行うということになっております。私も最初同じよう

にすればいいのかなと思ったんですが、やっぱり保護者の費用負担ですとか、学童保育と体験学習の教室は求めるものが違いますので、なかなか一緒になり得ないというのが実態だと思っております。

大平委員 子ども・子育て会議で議論は行われていますか。

戸田子ども課副参事 放課後子ども教室については、子ども・子育て会議では意見として上がってきておりません。

渡辺委員 そのことに関連しまして質疑させていただきたいんですけども、そのことにつきましては、先般国のほうの通達の中でも、放課後児童クラブと子ども教室を28年度からの次世代法の中で一体として整備していく方向性でという、通達ではなく方向性ですね、これは子ども・子育て会議の中でも資料が出ています。その中では、これから30万人の放課後児童クラブの増員をします。で、できるだけ学校の中に放課後児童クラブを設置するようにしながら、そして子ども教室と連携して、今現在外にあるものを中に入れろという話ではないんですけど、今後整備するに当たっては、できるだけ学校の空き教室ですとか、それから学校の敷地内等に整備をしながら、そして子ども教室との連携をということが通達に入ってきているかと思しますので、そのあたりの整備のほうを今後考えていかなければいけないのではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

森山教育次長 国の方針は方針として、やはり地域の実情も当然にしてあると思しますので、そこら辺も両方鑑みながらという話になると思えます。

渡辺委員 これは私もまだきちんと南魚沼市に聞いたわけではないんですけども、南魚沼市のほうでは、放課後児童クラブを民間に出して、その中で子ども教室も一緒に運営していただいているということを知ったので、これが本当かどうかきちんと調べていませんけれども、近隣のところがそうやって連携しながらできるのであれば、ちょっと参考にさせていただくのもいいかと思えますし、また、私たち委員会でも調べていくべきではないかなと。たまたま次世代法が27年度までで延長が決まりましたけれども、28年からの延長の中でそういう方向性が出てきているということになりますので、そこもちょっと今この計画の中で一緒になって考えていって、あまり整合性がとれないようになるよりは、将来を見通した中でどうしていくかということを一緒に考えていただけたらと思えますがいかがでしょうか。

森山教育次長 南魚沼市の学童は、何年前に私も視察に行きましたが、NPOの方が委託を受けてやっていたところを見させてもらったときには、魚沼市みたいにきちんと施設整備がされている感じではなくて、学校の本当に空いた教室をほとんど手を入れない状態で使っていらっやいました。ですので、方法の一つとしては南魚沼市がやっているようなこともあるのかなというふうには感じています。この計画の中での検討という話は、こちらのほうから情報を提供して議論していただくことは可能だと思います。

渡辺委員 まず2ページの総論のところはきちんと、どういうふうな趣旨でというところが私たちも共通認識にしたいと思しますので、計画策定の趣旨というところに3つほどありますけれども、このことについてもう少しそれぞれ3項目詳しくお話しいただければと思います。

戸田子ども課副参事 まだ素案の前段の段階ではありますが、計画策定の趣旨について簡単にご説明させていただきます。まず少子化問題というところで、いかにしてその進行を妨

げるかというところが今回大きく子ども・子育て支援法を立ち上げるきっかけになったと考えております。そういった中で、核家族化ですとか地域のつながりの希薄化によって地域全体で子育てを見守るといような状況がなかなか困難になってきているという環境、また、働き方、企業、経営を取り巻く環境がなかなか厳しい中で、先ほども話が出ましたワーク・ライフ・バランス、共働き家庭ですとか長時間労働の増加などで仕事と子育ての両立が困難なご家庭がふえつつあります。そういったところを踏まえまして、まず、国のほうでは少子化対策として次世代育成支援推進対策法を総合的に進めてまいりましたが、また新たにそれにかわるものとして今回子ども・子育て関連3法ということで24年8月に成立されました。また、次世代法は27年度以降、時限立法10年間で延長というふうに聞いておりますけれども、新たな子ども・子育て支援法の中で一番うたわれているところが、実は認定こども園の普及もありますし、保育の場をふやして、東京のほうとかですと待機児童が大変な問題になっているかと思えます。待機児童を減らして子育てしやすい、働きやすい社会を目指す。それから、子どもが減っている地域の子育てもしっかり支援していこうということが大きな柱となっています。また、数の面だけではなく質の向上が大きくうたわれています。幼児期から学校へつながるまで、よく幼保小連携というような言葉を聞かれたことがあるかと思いますが、幼児期から学校に至るまで一体的に質の高い教育の提供を目指していこうということがこの法律の大きな趣旨であります。それを踏まえて今回、27年4月予定ということになっておりますが、新しく新制度が本格稼働となる前に本年度中に全ての自治体が子ども・子育て支援事業計画、先ほど課長が説明しましたが、それを必ず策定しなければならないことになっております。こちらについては、計画期間は27年から31年までの5年計画であります。後段のほうで数の見込みも上がっておりますが、策定して3年度をめどに見直すことが予定されております。簡単ではございますが、計画の趣旨としてお話をさせていただきました。

渡辺委員　　そうしますと、魚沼市としてこの子ども・子育て支援法をどう生かして、先般日本創成会議の提言にもありましたように、これからの2025年に向けて日本全体が合計特殊出生率1.42くらいでしょうか、それを1.81くらいまで、まずは25年を目標にそこまでもって行って、35年くらいまでに2.1くらいまでにもっていくことによって活力ある日本を取り戻さなければいけないというような提言でありました。そうしますと、日本全体がやばり上げていくということは、魚沼市もその計画をつくっていかねばいけないと思っているんですけども、そういったことについて、庁内ですとか子ども課あるいは教育委員会というところで議論はされていますでしょうか。

森山教育次長　　市のほうでは人口減少問題の担当部署を設置していますし、今回のこの計画はまさに子育てに関する支援の計画ですので、これで人口減少が収まるというわけではないですが、人口減少はいろいろな総合的な政策の中での話だと思っておりますが、その一分野としてきちんと支援していきましょうという計画だと認識しております。

渡辺委員　　そうしますと、ある程度やはり目標ですとか数値目標ですね。25年3月、ことしの3月でしたでしょうか、人口問題研究所の出した推計人口は、このまま何もしなければこの状態で減りますと。ですから対策を講じることによって推計人口の減り方をゆるくしましょうというのが創成会議の提案でもあり、国としてもその方向で、このままだと8,000万人になるところを2040年に1億にしたいというところでこれからの国の政策を考えま

すということですので、そうしますと推計人口に沿った数値目標ではなく、魚沼市として推計人口をどうプラスに、減っていくのは仕方ないんですけども、同じ減り方でもどう緩和させるかという数値目標が出てこなければいけないというふうに考えておりますが、そのあたりは数値の中に現れてきていますでしょうか。

森山教育次長 現状としては、直近の推計人口を使っていますが、先ほども説明したように計画は一応5年で、3年経った段階で見直しをかけるということですので、その都度、量の見込みの変化と確保の内容を点検していくことになると思っております。

渡辺委員 今、推計人口をもとにして5年間をつくってしまいますと、3年で見直すときに遅くなってしまいますので、できることならば今、計画を立てる現時点で、創成会議が2025年を1.81というふうに目標にしているのであれば、魚沼市の今の合計特殊出生率にプラスコンマ4、そこに行くためのプラスコンマ2に想定するのか、コンマ3に想定するのかというようなところで推計値をしていかないと、減っていくことに合わせた目標ではなく、やっぱり魚沼市としてどういう目標にするのかというところがきちんと計画の中にないと、どうしても縮小傾向の5年間の計画になってしまうと思うんですけど、今まだ推計人口に対してプラスどのくらいということはこれから変えていくことはできないんですか。

森山教育次長 現状としては、やはり今まで当然人口減少対策というのはどこもやってきたと思っております。結果として今のような人口になってしまっているという中では、なかなか見込み人口を上げるというわけには、直近ではいかないというふうに思っております。ただ、先ほどから言っているように、3年で間に合わないというのはちょっと意味がわからないんですけども、今までも施設のほうは足りないという状況はありませんでした。例えば急にふえたとしても、私どもは対応していきたいというふうに思っております。

渡辺委員 先ほどの計画策定の趣旨の説明の中に、これからの働き方ですとかそういったことをしっかりと支援しなければいけないというお話と、そしてまた都会のほうでは待機児童対策ということでございました。ただ、都会も田舎も実は待機児童がいるのは未満児さんが一番多いというふうに考えておりますけど、それは間違いないでしょうか。まず1点確認させてください。

戸田子ども課副参事 目に見えた待機児童ということではなく、定員は明らかに下回った実人員であります。未満児については、その施設に入りたいといった場合に職員の配置基準の問題もありましてほかの園にかわっていただくという場合はございます。

渡辺委員 そのこのところがお母様方の行きたい園と行かなければいけないところが違うということになっていて、隠れた待機児童がいるという認識でしょうか。

森山教育次長 隠れたという表現が適切かどうかというのはわかりませんが、今、係長が言ったように年度の途中になってそういう現象が起こるんですけども、やはり希望のところに行けないでほかの保育園でお願いするというケースは若干はございます。

渡辺委員 子育て中の方が多いので若干というよりは結構、年度途中は公立の場合は思うところに行けないのが現状だというふうに聞いております。年度のかわり目ですとか、そのときには大体思ったところに行けるんですけど、途中でのことはもう6月、7月くらいになると厳しいというふうには聞いております。やはりお母様方の預けたいところが、これからはお母さん方の就労を支援していくためにも、できるだけニーズに合った形にしてい

くというのも、この子ども・子育て支援法の目的の一つだと思っておりますけれども、それについての対策は、子ども・子育て支援法で魚沼市ではどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

森山教育次長 支援法の中では概念にきちんとうたっていますので、そのとおりだと思えます。ただ、実際にこの事業を行うときに、いつでも入れるような状態を全部の施設でつくっておくということが現実的に可能かどうかという話になると、やはりそこまでできるかどうかというのは疑問があります。年度の途中に何人くらい入ってくるかというのは読めない状況でいますので、そういった中ではそんなに遠くない園に行っていたらいいので、何十キロもあるような話ではないというふうに認識していますので、年度の途中の方については若干我慢していただくこともあるのかなと思います。

渡辺委員 横浜市では待機児童ゼロ作戦で頑張ったわけですがけれども、大きく待機児童をゼロにできた要因としては家庭的保育事業が大きな要因だったというふうに思っております。魚沼市も家庭的保育事業を上手に取り込むことによって、お母さん方が住んでいるところの近い場所での保育というのが可能になってくるというふうに思っております。先ほどの次長のお話ですと、なかなかそこは難しいというお話でしたけれども、この支援法の趣旨はそういった難しいところをどう解消していくかというために地域型保育ですとか、そういったあらゆる新しくなった制度を使って解消していくための努力をしていただきたいということになるかと思っております。ですので、まずそこは地域型保育等を取り入れていく中で、できるだけお母さん方の地域の近くで、特に未満児ですね。3歳児以上になりますと、ある意味定員が余りすぎているので、そこはもうどこでもお母さんたちの住んでいらっしゃる場所でできると思いますが、一番問題なのが未満児ですので、未満児をお母さん方が住んでいるところでできるような方策を考えるのが地域型保育事業ですので、そのあたりをしっかりと整備していただきたいと思いますし、そのための支援事業だと思いますが、そのところの整備については、どういうふうにお考えでしょうか。

森山教育次長 未満児については、まさに言われるとおりだと思っております。行政としても家庭的保育をできるだけ推進していきたい。そのために要はやっていただく方をできるだけ多くいてくれば、いろいろなところで今言われたようなことが解消できるわけですので、そういう推進はしていきたいと思っております。

渡辺委員 そのところは、退職した職員の方たち等もいらっしゃると思えますし、また、保育の仕事に携わっている方もいらっしゃると思うので、そこはしっかりとお願いしたいと思えます。

戸田子ども課副参事 補足をさせていただきます。6ページをご覧くださいと思いますが、こちらにこれからの幼児期の教育・保育の量の見込みということで掲載しております。28年の2年目からは地域型保育事業ということで20人を見込んでおります。

森島委員 6ページの今のお話の続きになるかわかりませんが、認定こども園がずっと空白になっておりますけれども、この点、魚沼市としてはどう考えているのか聞かせていただきたいと思えます。

戸田子ども課副参事 子ども・子育て会議でも認定こども園についてどうしていくのかということで話し合いが行われましたが、やはりまだ魚沼市にない施設ということと、今いろいろな自治体で認定こども園の研究が進められております。私立の園につきましても、し

ばらく様子を見たいという話が出ております。認定こども園が本当に子どものこれからの質の向上のためになるというところでいろいろ子どもも研究を重ねながら考えていきたいというところで、あえて子ども・子育て会議で出した方針としては、まだ研究の段階ということで認定こども園の数は入れないということにさせていただきました。

森島委員　ということは、この計画の中では認定こども園は考えていないというふうに捉えていいわけですか。

森山教育次長　そうです。

森島委員　12ページのファミリー・サポート・センター事業ということですが、依頼会員と提供会員というのがあります。このことについて詳しく説明していただけますか。

森山教育次長　端的に言いますと、普通のお宅で子どもを預かっていただける人が提供会員、子どもを預けたいという方が依頼会員ということで、その会員同士で子どもさんを預かっていただく制度です。どこの誰でもいいという話ではないですので、預かっていただく方については、私どものほうで認定しております。

森島委員　確かに温かい事業なんだなと思いますが、事故があったときなどはどのような対策と申しますか、市としての考え方はありますか。

戸田子ども課副参事　この事業は、先ほど次長が言いましたようにやはり責任を持ってやっていただける方というところで研修に非常に力を入れております。そういった対策で考えております。

渡辺委員　ファミリー・サポート・センター事業についても、他市ではNPOとかを利用しながらきちんとしたセンター事業をしているところがあると思いますが、当市ではファミリー・サポート・センター事業という位置づけでしているのでしょうか。ファミリー・サポーター制度はあると思うんですけども、ファミリー・サポート・センター事業という位置づけまでの事業として実施していますでしょうか。

戸田子ども課副参事　子育て支援センターが事務局をやっています。

渡辺委員　大きなくくりになって申し訳ないんですけども、こういったファミリー・サポート・センター事業ですとか、それから一時預かり等なんかもそうなんですけれど、当市で全て市が全部丸抱えをしているところがありまして、例えば長岡市ではNPOがやっているほうがPRが上手というようなところもあるんですが、魚沼市としてそういったNPOなどを養成しながら、やはり子育て支援事業をできるだけいろんな方々から携わっていただくような計画がこれからは必要ではないかと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

森山教育次長　まさにそうだと思います。先ほどの放課後児童クラブもそうですが、民間の方でやっていただけたところについてはぜひやっていただいて、子どももできるような体制を支援していくということが本当に大切だというふうに思っています。

渡辺委員　そうなることでサービスが向上し、そして質も向上していくというふうに、同じ予算でなっていくというふうに思っておりますので、ぜひそこら辺を、せつかくの支援計画の中でやはり広報したりとか、また、そういうことをしてもらえる事業者さんをやっぱり見つけ出すとか、当たりをつけていくとか、そういったことも必要になってくるのではないかというふうに思っておりますので、その流れの中では、どういってお金の流れが出てくるのかというところがきちんとしているほうがいいんですけども、そうい

った意味で9月のときの条例をきちんとつくらなければいけないということなんですか。今のところどのような条例が出てくる予定になっておりますか。

森山教育次長 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の事業の運営に関する基準を定める条例と、魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め条例と、魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、今ほどお話しにあった家庭的保育事業ですとか放課後児童クラブ、それらの施設と運営について条例で定めることになっております。

渡辺委員 そうしますと、地域型保育の中では家庭的保育だけで、そのほかの小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育については、今回条例として出てこないということになりますか。

森山教育次長 家庭的保育事業等の条例に含まれます。

渡辺委員 そうしますと、先ほどの6ページに戻りますけれども地域型保育、ここで条例が整備されれば1年目、もう既に地域型保育事業と同じような形態で当市ではしていらっしゃる方がいらっしゃると思うんですけども、そういった方たちの参入が見込まれるとするならば、27年度はゼロになっていますが手を挙げればここで実施できるということでしょうか。

森山教育次長 手を挙げて認定が下りればできるということですよ。

渡辺委員 4月1日から受け入れ可能になるということで、そのための準備を進めていくということでしょうか。

森山教育次長 条例の施行は4月1日というふうに考えております。

渡辺委員 条例の施行は4月1日ですけど、手を挙げれば4月1日からお子様を受け入れることが可能になるのでしょうか。

森山教育次長 条例の施行は4月1日ですので、4月1日から認定できるということになっています。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (15 : 42)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15 : 45)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。委員長職を副委員長と交代します。

志田副委員長 引き続き質疑を行います。

関矢委員 5ページの教育・保育提供区域の設定とありますが、検討の中では市全体を1区域と、旧町村単位を6区域とありますが、この違いはどういうことですか。

森山教育次長 6区域の場合は、例えば中学校区域の中で必要な量とそれを賄う施設を完結すると。市全体の場合は、それが全市で考えるということになります。ただ、今回この部分は会議の中でも大分議論されて、私どもの考えとしても、これで決まったわけではないですけども、1区域になった場合でも個別の事情があるはずだから、そこは考えてい

きましょうというお話をさせていただいてあります。

関矢委員 そうしますと、今この会議の中では1区域とするとほぼ決まっているわけですね。

その中で6ページの教育・保育の量の見込みを見ますと、1年目の1号認定者、これは幼稚園児だと思うんですけれども203名の量がありますが、施設の確保の内容にしますと225です。1区域にしますと市内ですから、幼稚園は公立ですと入広瀬、私立がめぐみ幼稚園の2つだけだと思うんですけれど、その定員は何人ですか。

戸田子ども課副参事 入広瀬幼稚園の定員は105名です。めぐみ幼稚園の定員は120名です。

関矢委員 ここで203名の量の見込みがあるわけですから、めぐみ幼稚園に入れられないわけですから、めぐみ幼稚園に120人入ると83人は入広瀬幼稚園に行くよう要請するということですか。

戸田子ども課副参事 数の上ではそういったことにはなりますが、ただ、あくまでも見込みですので、例えば小出地区にお住まいの方が入広瀬まで行くのは遠いので、そういった場合には無理やりそこへということではなく、保育園になります。ただ、幼稚園を希望ということで入広瀬を希望するようであれば、当然それはそういう形になります。

関矢委員 小出の方から入広瀬まで行ってくれというのは、はいとはなかなか言わないと思うんです。それが5年間同じような計画になっております。5年目でも180人ですのでめぐみ幼稚園だけですと60人ほど足りないわけですから、これだけの1号認定の希望があるのであれば、先ほど言いました認定こども園がまだまだ研究の段階ということでは、私はないと思うんです。その辺は議論にならなかったんですか。

志田副委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (15 : 42)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15 : 45)

志田副委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。委員長を交代します。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (16 : 00)

再 開 (16 : 08)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

大平委員 21ページの下段に「幼稚園教諭、保育士等の人材確保、教職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図る」と書いてあったり、次のページでも「職員の総合理解を深めるために合同研修などによる交流の場を設ける」と。要は保育の質、教育の質が問われているという文言が見えるんですけど、これは本当に子ども・子育て会議の中で

参加されている方の意見として、今の保育の質や教育の質等の話はかなり出たんでしょうか。

戸田子ども課副参事　この部分につきましては、私ども3つの部会に分かれたんですが、教育・保育部会の中で話し合ひまして、意見がその場で出せなかった部分については書面をもって回答いただいて、それを総合的に合わせた結果になっております。

大平委員　質については、一般の保護者からかなり私もお聞きしている部分があるんですけど、先ほどニーズに合わない、ニーズをちゃんとつかむということがありましたけれども、やはりこういう基本的なことが保護者からすると求められるものではないか。どういう形態の施設にせよ安全で質の高い保育、教育を望むというのが保護者の共通した願いじゃないかなと思っておりますが、そのことについて市当局のほうでこれからこれを基軸に何をどうするかという底辺のところ、当局の中で議論を行うべきではないかと考えるんですが、このことについてはどういう捉え方をしていますか。

森山教育次長　この計画書に記載のとおりですし、現在も学校の教員と保育園の保育士が一緒の研修等もさせていただいておりますし、そういった意味では情報共有も図られていると思っております。今後ますます重要な分野というふうに思っております。

大平委員　いろんな議論がある中で芯になる部分をきちんと抑えないと雑多な議論になってしまう。あるいは、いろんなニーズの中でこれをやりたい、こうすればいいという芯の部分が外れた議論になると、なかなかお店は広げるけれども中身は実際はどうか、計画は練ったんだけど実際はどうかということになりかねないので、その辺の担保、私は質の担保が重要だと考えていますので、ここを外さないで今後検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

森山教育次長　おっしゃるとおりだと思います。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。

(5) その他

関矢委員長　日程第5、その他を議題とします。資料が配付されておりますので、環境課の説明を求めます。

真島環境課長　マイマイガについてであります。7月20日ごろから市内において大量発生しております。資料で経過について記載しております。なかなか駆除の方法がないということ、それから相当な数が光に集まるため、大分市民の皆様にはご迷惑をかけております。緊急の回覧文や囑託員を通じて周知をしているところであります。(資料「マイマイガの対応について」により説明) 来年以降の発生を少なくするために、冬までに卵を落とすのが一番効果的と考えています。それぞれの自治会から、高いところまでは市の持っている噴霧器では届かないという意見がありました。アメリカシロヒトリの駆除もそうなんですけど、高いところについては高所作業車や、もうちょっと強力な噴霧器等の機械等を借りたときには自治会に対して上限3万円の補助制度があります。マイマイガについても、その補助制度を使って地元自治会に対して補助をしたいと考えておまして、今その準備をしているところであります。そうしますと、NTTや東北電力のところについては要望を出

していただければ業者でしていただけると思っておりますが、自治会管理の防犯灯等については、自治会で対応してくださいということになりますので、そういうところをその事業でやっていただけるとありがたいと思いますし、個人のお宅についても自治会がそういう総意であればその中で処理していただければありがたいと考えております。

関矢委員長　これから質疑を行います。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。ほかに執行部からはありませんか。

森山教育次長　9月議会の補正の関係ですが、2月定例会の中でも答弁させていただいたんですが、すもんこども園の建設費について計上させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　開発センターの解体は、いつまでに終わる予定ですか。

森山教育次長　今の契約は9月いっぱいですが、場合によるとちょっと延びるかなと思ひます。

大平委員　解体に当たっては、今までで大きな問題事項等はなかったでしょうか。

森山教育次長　私は承知していません。

関矢委員長　この件でほかにありませんか。(なし) ほかに執行部からはありませんか。

星教育長　前回の福祉文教委員会で、地教行法の改正で来年の4月1日から施行される話の概要をお話し申し上げたと思ひますけど、だんだん全貌がわかってまいりまして、いわゆる附則の部分についてももう一度説明をさせてもらいたと思ひます。文科省の担当課長の説明を聞きましたが、現職の教育長が在職中は現在の体制がそのまま続くということです。仮に私の任期は29年の3月31日までですので、それまでの間は、もし私が辞めないでずっといけば、教育長もいるし教育委員長もいるという体制がそのまま続くということです。私が辞めたときに、直ちに新体制に移行するということですですので、よろしくお願ひします。

関矢委員長　この件でほかにありませんか。(なし) ほかに執行部からはありませんか。(なし) 委員の皆さんからはありませんか。

大平委員　中学校の統合問題について、少し動きがあったんではないかなと思ひますが、ありましたらお願ひします。

森山教育次長　守門地区の中学校、小学校、幼稚園、保育園の保護者の代表の方から要望書が出されています。7月16日付けで、内容としては今の計画案は撤回若しくは保留として、具体的な方策を盛り込んだ代替案を作成するという内容が1つと、もう1つはその案を作成するについては、保護者や地域住民代表、有識者などを含めた組織において具体的な方策を検討し作成するという2つの内容で要望書が出されています。これは、7月末までに回答をいただきたいという話だったんですが、お持ちいただいたときにお話をして、ちょっと遅れるのでそこは了解してほしいということで了解をいただいています。今現在、まだ回答については検討中です。

大平委員　回答についてはいつごろを予定されているんですか。

森山教育次長　8月中には回答したいと思ひます。

大平委員　少人数で意見を伺うと言ったと思ひますが、教育委員会としての動き、これがあれば教えていただきたいと思ひます。

森山教育次長　この要望書が出されたことによって守門地区については休んでいるという

状況です。広神地区については、この間お話をさせていただいたように保護者会の会長さん方からはおおむね了解をいただいているということですし、入広瀬については、入広瀬のPTA会長さんに連絡をして、向こうで検討した内容を夏休み前に私どもにいただくという話になっていたんですが、まだ連絡をいただけていないので、こちらのほうから連絡を取る準備をしているところです。

大平委員　広神が了解していただいたということなんですが、これは全体という意味でしょうか、それとも単Pなら単Pごと、保育所ごとという意味でしょうか。

森山教育次長　先ほど言いましたように、各学校、保育園の代表の方です。全体という話ではありません。それもおおむねということで、全部受け入れますという説明はしていません。

大平委員　具体的な了解の中身は、おおむねということでしょうけど、ここで話してできることがありましたら中身を出していただきたいんですけど。おおむねというのも聞いていて漠然としているんですが、計画案について賛成です、進めていただきたいという意味でしょうか。その辺について伺います。

森山教育次長　決して進めていただきたいという話ではないと思っております。おおむねというのは、やはり細かい事項がこれから出てきますけれども、今の考え方についてはそんなに異論はないという、そのくらいの意味合いだと思っております。つけ加えるなら仕方ないという意味かもしれませんが、そんなに積極的に賛成という話だとは認識していません。

大平委員　少人数で懇談するとおっしゃっていたので、私はたとえ要望書が提出されたとしても聞くべきことはちゃんと聞いて粛々と進めていったほうがよろしいのではないかとと思うんですが。入広瀬についても守門についても同様にやったほうがいいのではないかと思います。せっかく教育委員会がそういう考えで進めたい、全体の話ではなくて少人数で具体的な計画案についてのメリット、デメリット、これをぜひ忌憚なく話したいということであれば、進めればよいと思うんですけども、その辺はお考えないですか。

星教育長　もちろん私どもとしてはそういう話し合いをやめたという認識ではありません。ただ、守門のほうからある意味重大な要望書が出されていますので、それに対する回答を今、鋭意検討中ですので、若干間が空く形になりますけれども、9月以降にぜひともそういう場は設定していきたいと考えております。

大平委員　入広瀬についても要望書が上がっていく旨の申し伝えがあったのに未だに提出がないということでしたけれども、これは今後、教育長が8月下旬若しくは9月という期限の目安を示している中で、いつまでも待つということではなくて、教育委員会側から意見を聞く場を早急に持つべきではないかと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

星教育長　先ほども次長が答弁しましたが、担当のほうで会長と連絡を取っていますので、恐らく8月中には何らかの連絡が取れると思います。私どもとして入広瀬の要望がなければいいというつもりではありません。

関矢委員長　この件でほかにありませんか。(なし) ほかにありませんか。

森島委員　8月7日に井口小学校の実施設計の入札があったと思いますが、そのことについて伺いますが、株式会社ワシジ設計が落札したということによろしいでしょうか。

森山教育次長　はい。

森島委員　落札額はどの程度だったのでしょうか。

森山教育次長 財政課からきちんとした通知が私のほうには来ておりませんので、業者は聞いていますが金額は聞いていないので、うろ覚えですが6,000万くらいだったと思います。

森島委員 6,000万ということですが、恐らく最低制限価格を設けてやったと思っておりませんが、ワシヅ設計が6,000万というのと、私が調べたところによりますと予定価格が9,000万に対して6,000万で落としたということで、約66%で落としたこととなります。もちろん制限価格の範囲内ですから、恐らく5,850万当たりが予定価格であろうと思いますので、その範囲内ですから法的にどうこうということではないんですけども、参加資格の中に地元の企業がありながら、また、最低限価格の中で66%以内という低い中で落札をしているという形になっています。地元企業を育てなければならないという部分も含めて、その辺をどういうふうにお考えになられているのか、教育委員会の考えをお聞かせ願いたいと思います。

森山教育次長 入札については、教育委員会というよりも財政課のほうでやっています。当然指名するにあたっては一般入札にあたっては指名審査委員会を通してその後になりますので、お答えは控えさせていただきます。

森島委員 もちろん私も皆さん方どうこうということではなく、ちゃんとした事務手続の中で粛々とやっていることは承知しております。しかしながら、どうも魚沼市の中で、担当課も含めてあまりにも外の業者が落札をしていくという形になっていると感じています。そういう意味で、やはり内需拡大をしていかなければいけないのではないかと考えております。皆さん方から答弁が出ないのかもしれませんが、その点は今後とも考慮しながら事務をしていただければありがたいと思っております。これは意見です。

遠藤委員 ワシヅ設計は、このところ入札で3施設ほど続けて落札されているということで、森島委員のおっしゃるように地元企業が、税金を落とす身近な企業であり、また、今後いろいろな技術を積みながら市の活性化に寄与していただかなければならない企業の育成ということでは、JVを組むといった方法などの入札条件等もやっぱり考えていただきたいなというのが1点あります。また、言い方が悪くなるかもしれませんが、その業者については、先般の斎場の設計のときも積雪荷重の計算ミスとは言いませんけれども調査不足による損失を市にもたらしている企業であります。過去3年間の実績ということでは、その設計をしたという実績がついているんだらうと思いますけれども、過ちの部分等を加味すると、やっぱり入札条件の中にそういったことも若干お話があってもよかつたかなという感じがいたしますが、担当課として今後考えはありますか。

関矢委員長 担当が財政課ですので、意見としてお伺いすることとしたいと思います。

森島委員 皆さん方は事務執行者ですから恐らくわかっているかと思うんですけども、予定価格の事後公表あるいは事前公表があるかと思えます。ほとんどが事後公表になっているかと思うんですけども、事前の場合はどういうことが事前公表になるんですか。

真島環境課長 私が知っている部分だけでよろしければお話しさせていただきます。私も最近工事請負の入札を出していますけれども、ちょっと前までは事前公表をしていました。特に建設工事についてはやっておりましたが、なかなか実が出なかったという部分があるのかなという気がします。ですので、ここ2年くらいは全て事後公表で、事前はほぼないと思っております。事前公表がいいというのは、ある程度予定価格がわかっていますので、どの程度安くできるかという競争をしていただく部分ではいいのかなと思いました。

が、なかなか実際の入札になったときにはそのメリットが出ていなかったというふうに私は認識しておりました。ですが、それだけではないとは思いますが、ここ2年くらいは事後公表になっております。また、先ほど話題になりました最低制限価格についても、前は委託については設けておりませんでしたけれども、最近は設けるようになったと聞いております。

関矢委員長　ほかにありませんか。

渡辺委員　先般、井口小学校の説明会をしながら大きな異論がなかったということでそのまま実施設計のほうに移ったと思うんですけども、私が聞いているところによると、それぞれいろんなところから要望なりが上がってきているというか、いろいろPTAやら学童保育の保護者ですとかから上がってきているというふうに聞いていますけれども、そのあたりはどのようになっていますか。

星教育長　PTAの関係につきましては、井口小学校のPTA会長さんがお見えになりましてお話をしていかがしました。グラウンド用地をもう少し広げられないかというのと、バックネットとかマウンドですか、そういったものについてはどうだという、正式な要望という形ではありませんでしたので私どもと話し合いをいたしました。学校用地につきましては、議会で承認いただきましたので確定しているということで、直ちにグラウンドを広げることとはできないとお断りをいたしました。バックネットとマウンドにつきましては、私どもは拒否しているわけではなく、学校のほうが不要という回答でしたので当面つくらないことになっているため、学校側とよく打ち合わせをして、つくっていただきたいということになれば十分考えますということでお断りをいただきました。それから学童のほうの方々が、先週金曜日ですか、要望書を持っておいでになりました。中身については、今つくし保育園の隣に学童保育の施設がありますけれども、来年度以降6年生にまで拡充するとなると当然不足するということが予想されるので、この度井口小学校の新校舎建設予定があることから、下記理由により利用する園児や児童の安全と保護者安心の観点から、同新校舎敷地内に新たに学童保育施設を建設していただくよう要望いたしますということです。平たく言うと、新しい井口小学校の敷地内に学童保育施設をつくっていただきたいという要望であります。これにつきましては、まだ要望をいただいたばかりですので回答はしておりませんが、8月中には回答してほしいということでもありますので、今は検討をしている段階であります。

渡辺委員　先般の井口小学校での説明会のときに、前選定委員会の委員長さんの話の中では、用地の話し合いをする中でグラウンドの広さについても130かける90ということで野球ができるくらいの広さという話題が出ていたんだけどということもあったかと思うんですけども、そのあたり、実際にどうしても広げられないというのであれば致し方ないと思うんですけども、広げられるだけの、前回の3月議会でも地域からの要望があればというお話でしたので、例えば取得が可能であるとかというようなところがあれば、長いこと使う学校の用地でもありますので、そのあたりはどのようなことで無理だということになるんですか。

星教育長　一応3月議会で用地取得の予算を認めていただいたわけでありまして、あれが私どもとしては学校用地だと考えておりますので、その中でグラウンドを広げるということは、あの案で示したような以外には無理かなという意味であります。

渡辺委員　あのときは、でも地域から要望が上がってくれば考えたいというような副市長の答弁もあったものですから、その要望がどのようになっているのかと、それと選定委員会のときに、決まった用地がどうこうではないんですけど、地域の皆さん方がどのくらいまでやっぱり用地のことについても、売ってもいいという声も聞こえてきているんですけど、そのあたりは聞いていませんか。

星教育長　購入計画もないのに売っていただけますかということもないので、私どもとしては聞いておりません。

関矢委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（16：43）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（17：06）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。（なし）本件については、引き続き調査していくこととします。これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉　　会（17：07）